

平成29年（ワ）第164号・平成30年（ワ）第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 猪狩弘道 外163名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（9）

2019年6月18日

福島地方裁判所いわき支部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	小野寺	利孝	代
同	広田	次男	代
同	大川	隆司	代
同	菊地	修	代
同	野本	夏生	代
同	米倉	勉	代
同	笹山	尚人	代
同	小野寺	宏一	代

外

はじめに

原告らが原発事故によって受けた被害は、極めて広範であり、継続しており、深刻である。事故から丸8年を経過したいまなお、このことは、変わりがない。

そしてこれらの被害は、住宅の被害であるとか、仕事の喪失であるとか、学業の喪失とかいった、個々の被害ごとに割り切れて評価できるものではなく、関わり合い、連鎖し、相互に影響し合っている関係にあり、ほとんど無限の広がりを示している状況である。

このような原告らの被害を的確に把握するべく、我々は、原告らの被害が「避難生活による苦痛」、「ふるさとの喪失」という「2つの被害項目」を構造的に形成しているという視座を示すとともに、これまでの主張においては、現状においてほとんど救済がされていない「ふるさと喪失」について、救済を求めるものである。

今般、「避難生活による苦痛」について、新たに主張を行い、この被害項目について追加することとする。

2 「避難生活による苦痛」と「ふるさとの喪失」の質的な相違について

原発事故によって、原告らは政府から避難を指示され、避難先で様々な苦痛を受け続けてきた。典型的には、劣悪な住環境、見知らぬ土地での不安、被ばくによる不安・差別、失業による不安、家族の離散、被害者同士の軋轢などが挙げられる。これらの被害は、避難生活が継続する限りにおいて日々繰り返して生じる被害であり、「避難生活による苦痛」に位置づけられる被害である。

他方において、原告らは、原発事故によって、避難前に享受していた生活基盤を全て失った。すなわち地域生活利益や居住生活利益などコミュニティが果たしていた様々な機能や、自然との共存による恵みの享受、地域の固有の文化や生活様式などが悉く破壊されるに至った。これらの被害は、原発事故の発生により、不可逆的・確定的に発生した被害であり、原告らはこれを「ふるさと喪失」と総称するものである。

すなわち、「ふるさと喪失」の内実は、原告らが形成し享受してきた包括的な利益であり、原告らの人生の歩みそのものと密接不可分なものである。

このように「避難生活の苦痛」と「ふるさと喪失」は、その内実において全く異なるものであり、端的には「継続的に発生する被害」と「不可逆的な（確定的な）被害」という意味で全く異なるものである。

御庁が去る3月22日に、同じ避難者訴訟の第1陣訴訟においてくださった判決においても、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料の区分こそしなかったものの、故郷喪失慰謝料の内実をなす被害事実が存在し、それが慰謝料の算定根拠となることについては、御庁も認めた。

また「避難生活の苦痛」に関しては、中間指針においてもその内容が認められるとおりである。

この両者の損害は、それぞれに発生するものとして捉えることが必要である。

第1 被侵害利益

1 本件被害の特徴

本件事故において原告らが受けた損害は、「地域を破壊され、そこでの生活と、積み重ねてきた人生のすべてを奪われたこと」である。その実相は、「それまでの生活の一切合切すべて、それまでの人生のすべてを奪われて。・・・二度と元の生活は同じ地域、故郷では取り戻せない。」という避難者訴訟第1陣原告、早川篤雄の言葉に、端的に表れている。

本件によって生じている被害は、広範かつ多岐にわたり、それが長期にわたって継続している。そして、その多様な被害が相互に関連し、相乗的に影響を与え合って生活の全面に及び、一層深刻な損害の構造を形成しているのが特徴である。

2 被侵害利益—包括的平穏生活権

このような本件の被害について、淡路剛久教授の「意見書」では、本件によってもたらされた損害を、「地域での生活を丸ごと奪われた」こと、すなわち「平穏な日常生活」（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたこと（淡路意見書10～11頁）であると捉える。その上で、本件事故によって

侵害された法益を「包括的生活利益としての平穩生活権」（包括的平穩生活権）とし、次のように定義している。すなわち、「地域において平穩な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的な人格権（身体権に接続した平穩生活権を含む）、財産権を包摂する、「包括的生活利益」を享受する権利」である（淡路意見書11頁）。

このように本件における被侵害利益を「包括的生活利益としての平穩生活権」として捉えることの意義は、被害の「包括性・全面性」を示す点にある。すなわち本件事故によって侵害された法益は「包括的生活利益」＝「地域において平穩な日常生活を送る生活利益そのもの」（淡路意見書11頁）であり、個別の財産的損害や身体的な人格権等に分解しきれない、地域における社会生活や社会的生存に関わる、まさに包括的な権利法益が全面的に奪われたことを端的に示している。

第2 避難慰謝料とは何か

1 避難慰謝料とは何か

避難慰謝料とは、包括的生活利益としての平穩生活権を奪われ、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害であり、避難先での著しい生活阻害（心身の様々な苦痛、不便、不自由、不安など）を内容とする。

原告らは、「包括的生活利益としての平穩生活権」を有するところ、このうち、「平穩な日常生活」という要素（権利利益）が侵害の対象となる。

なお、中間指針（指針Ⅰ①）の「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（＝「日常生活阻害慰謝料」）が、この避難慰謝料に相当するものと解される。

2 避難慰謝料を構成する事実

（1）避難生活による損害としての実相

避難生活において、避難先で強いられる不自由、不安、不便、心身の苦痛などの著しい日常生活阻害は、①避難先住居での生活の限界（物理的な

不便さ)、②見知らぬ土地での不安、③先の見えない不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中の身体状態の悪化、⑨避難生活中の精神状態の悪化、など、多岐にわたるとともに、その内容は無限に多様な「包括損害」である。これらの無数の要素を全部網羅して、損害項目として積算することなど不可能であるとともに、これらの損害は、一体としての内容を有している。

2 避難慰謝料の考慮要素となる事実

原告らは、避難生活に伴う精神的苦痛を受けた際、その根拠となる典型的な要素となる事実として、①避難先住居での生活の限界(物理的な不便さ)、②見知らぬ土地での不安、③先の見えない不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中の身体状態の悪化、⑨避難生活中の精神状態の悪化、があげられる。

第3 避難慰謝料の考慮要素となる事実の詳細

1 ①避難先住居での生活の限界(物理的な不便さ)

(1) 避難直後の混乱期

本件原発事故発生によって、原告らは、着の身着のままで、突然避難することを強いられた。避難開始直後の混乱期(平成23年3月中旬から4月ころ)、ほとんどの原告は、福島県内あるいは関東地域の自治体が用意した体育館などの公共施設で避難生活を送ることになった。

この公共施設での生活は、住環境として十分な内容を確保できないことに加え、狭さ、暑さや寒さ、湿気、互いの生活音、プライバシー欠如、といった不便さとストレスに苦しめられることとなった。

(2) 仮設住宅

体育館や親戚宅での一時的な避難の後、原告らは、仮設住宅や借上げ住宅に避難することになった。ところが、仮設住宅は、正に「仮設」の住宅

であって、本件原発事故前の住環境とは程遠く、原告らは、狭さ、暑さや寒さ、湿気、カビ発生、害虫発生、生活音、プライバシー欠如など、不便さとストレスに悩まされている。

(3) 借上住宅

仮設住宅ではなく、既存の民間借上住宅に入居した原告らも、決して豊かな住環境を享受したわけではない。原告らは、狭さ、老朽化、暑さや寒さ、湿気、害虫発生、生活音、プライバシー欠如など、不便さとストレスに悩まされている。

(4) 避難先地域の利便性

原告らは、いわき市、郡山市、関東地方など、避難前地域よりも人口密度が高い地域（いわゆる都会地域）に避難している場合が多い。この点について、被告からは、これまでの避難者訴訟第1陣や、第2陣における原告本人尋問の中で、避難先の方が便利ではないかとの趣旨の質問がされている。

しかし、都会地域だからといって、必ずしも利便性が高いわけではない。交通機関や店舗における混雑など、利便であるとも言えない場合もある。

また、買い物の利便性だけを殊更取り上げて、避難生活の苦痛が緩和していると評価することは、一面的で誤った評価である。

さらに、避難前の双葉郡（浜通り）は、冬でも雪が降ることが少なく温暖な気候であったが、避難先との気候の違いから生活上、苦労を強いられているケースもある。

2 ②見知らぬ土地での不安

原告らは、避難先に行き、見知らぬ土地での生活の継続を余儀なくされた。見知らぬ土地での生活は、多くの者が不安を抱えながらの生活となる。単純に勝手が違うということもあれば、これまで家族や親せきとともに営んできた人間関係がなくなり、また、病院や介護施設といった、いざとなったときに頼るべきよるべがいずれにあるかといった問題に関しても、

まったくあてがない状態から不安に陥る。

原告らは、そうした見知らぬ土地における不安の発生原因が、コミュニティの不存在によることを知っている。

原告らは、避難前の地域生活の中で、長年に渡り、安心できる人間関係を築いてきた。ところが、避難生活によって、安心できる人間関係は失われてしまった。

そして、避難先では、避難者であることを告げるのを躊躇うために、積極的に、避難先コミュニティに溶け込むことができない。

また、避難者であることが周囲に判明しても、定住意志が乏しいことなどから、負い目を感じて、やはり、積極的に避難先コミュニティに溶け込むことができない。

このような見知らぬ土地での不安について、原告らは、「犯罪者のような気持ち」「根無し草」「誰も知り合いがいないところへ、ポーンと放り込まれたような感じ」「多くの他人が近くにいるという緊張感」などと表現している。

仮に、同じ町村からの避難者が同じ仮設住宅内に住んでいても、避難前の人間関係が回復する（見知らぬ土地での不安が緩和される）わけではない。

3 ③先の見えない不安

原告らは、どこに住むべきか、賠償（補償）は適切にされるのか、帰還することはできるのか、家族と住めるのかなど、先の見えない不安を抱えている。特に、安定した居住地を築けるかどうかは、生存の基盤となるため、ほとんどの原告が不安を訴えている。

先の見えない不安を抱えた結果、原告らは、心身ともに疲労が蓄積している。

4 ④被ばくによる不安や差別

（１）被ばくによる健康不安

本件原発事故直後、放射性物質拡散（被ばくを避けるための避難経路）

に関する情報が提供されなかったため、原告らは、高濃度の放射性物質に被ばくしたと考えられ、この被ばくについて、健康不安を抱いている。

避難中の日常生活においても、原告らは、これ以上被ばくしないように、様々な防御行動をとっている。

(2) 差別的扱い

避難初期の時期、原告らは、避難先で、様々な差別的扱いを受けた。スクリーニングを受ける際の長蛇の列に並ばされること、相双地域からの避難者とわかると、旅館で宿泊を拒絶されたり、車を傷つけられたり、差別的言動があったりした。子どもたちに対する差別的言動については、社会問題にもなっている。

そのため、多くの原告は、福島県からの避難者であることを秘匿しようと必死にならざるを得ない。

5 ⑤仕事や生きがいの喪失

(1) 失職

避難指示によって、会社勤めの原告は勤務先閉鎖により失職したり、自営業者の原告は営業停止や廃業に追い込まれたりして、仕事を失った。

(2) 再就職の困難

失職した原告らは、何もせずにいたわけではなく、避難先で再就職先を探そうと努力していた。しかし、避難生活で体調がすぐれないことなどから、再就職することは容易ではないし、年齢の壁もある。すなわち、たとえ高齢であったとしても、本件原発事故が発生しなければ、従前の職場で勤務し続けることができたり、自営業であれば定年無く働くことができたはずである。ところが、一度失職してしまうと、あらたに再就職しようとしても、年齢がハードルとなって採用されないことは十分起こりうる。

また、仕事をするには、収入を得るという経済的利益のほかに、やりがいや生きがいを感じるという精神的利益も存在することから、単に再就職先が見つかれば苦痛は回復する、というものでもない。

(3) 趣味の喪失

原告らは、趣味として、釣り、アウトドアなどを楽しむことがあったが、避難生活によって、これらの趣味の楽しみも喪失してしまった。

また、趣味は、無心になって楽しむべきものであるが、かえって苦痛になってしまった場合も見られる。

(4) 何もやることがない苦痛

原告らは、避難先の仮設住宅あるいは借り上げ住宅で、一日、何もすることがない生活を送っている場合がある。仮に失業に対する経済的補償（就労不能損害）を受けているとしても、何もすることがないという苦痛を被っている。

6 ⑥家族の離散

(1) 同居家族

夫婦、子供、孫など、複数の家族で同居していた原告らは、本件原発事故によって、バラバラに避難することになった。

(2) 近隣居住家族

また、同一の建物に同居していなくても、同じ敷地内の別の建物や、徒歩圏内といった近隣に子どもや孫が住んでいる場合も多い。この場合、同居家族と同視できるくらい頻繁に交流していることから、バラバラの避難先に避難せざるを得なかったことは、「家族の離散」と同等の精神的苦痛を受けることになる。

(3) 離散による苦労と苦痛

家族が離散してしまった結果、原告らは、面会のために多大な時間と労力を強いられている。

さらに、避難先の事情によって、家族が一堂に会することができない事態も起きている。

7 ⑦被害者同士等の軋轢

(1) 家族間の軋轢

本件原発事故前、原告らは、長年培ってきた程よい距離感によって、平穏な家族関係や親族関係を構築していた。ところが、避難生活の中では、程よい距離感が崩れたり、避難生活のストレスを家族へぶついたり、帰還などに対する考え方の違いから口論となったり、様々な軋轢に苦しんでいる。

(2) 避難者同士の軋轢

親族関係にない避難者同士であっても、賠償金の違いなどから、人間関係に軋轢が生じてしまっている。

(3) 避難先住民との軋轢

ほとんどの原告らは、避難先において、多額の賠償をもらって羽振りが良い生活しているなど誤った認識をされることによって、嫌味を言われたり、嫌がらせを受けており、避難先住民との交流に非常に苦慮している。

8 ⑧避難生活中の身体状態の悪化

(1) 既往症の悪化

既往症を抱えていた場合、本件原発事故前は、症状を良く理解している主治医のもとに通院したり、リハビリを受けたりしていたので、症状は安定していた。ところが、避難生活によって、主治医のもとへ通院することが困難になったり、リハビリを受けることができなくなったりしたため、安定していたはずの症状は、一気に悪化してしまう例も少なくない。

(2) ストレス性の身体異常

前記のように、原告らは、避難生活において種々の過酷なストレスを受け続けているため、体重の変化、胃腸障害、血圧上昇、免疫低下、鼻血、難聴など、ストレスに起因する身体状態の悪化が見られている。

9 ⑨避難生活中の精神状態の悪化

避難生活における精神的ストレス、精神状態の悪化については、ア、「地

域住民の多くにこの種の体験を強いる災害は当然、うつ病発病の母地となりうる。」など、災害ストレスの特徴を、イ、「恐怖、不安と無力感が、人の心を深く傷つける。原発事故もこの二つにピッタリと当てはまる。しかも予測不可能、制御不可能の状態が、他の災害ではみられないほど長期間続く」など、災害の中でも原子力災害は特殊なものであることを、ウ、「SRS-18の合計点において、男性では76.0%、女性では77.1%の者が「高い」レベルにあることが明らかとなった。「高い」レベルに加え、「やや高い」レベルの割合も合わせると、男性では92.9%、女性では94.2%にのぼる。」など、避難者のストレスに関する統計調査の結果がある。また、避難者のストレスに関する統計調査の結果の中には、「明るく、楽しい気分で過ごした」との項目について、21.2%が「まったくない」と回答し、33.3%が「ほんのたまに」との回答や、「現在の精神状態について」、45.3%が「不安定である」と回答しているもの、ストレスを「強く感じる」「感じる」「やや感じる」が計92.0%に達したものなどがある

これらの統計資料の結果は、前記における原告らの供述と整合している。

原告らを含む避難者は、たとえうつ病等精神疾患を発症していないとしても、その予備軍とも言える程の過酷な精神的ストレスを等しく被っていることが、合理的に推測される。言い換えれば、一般人・通常人を基準とすれば、本件原発事故による避難生活の精神的ストレスは、うつ病等精神疾患をいつ発症してもおかしくない程強度なのである。

第4 損害額

1 中間指針について

いわゆる中間指針（追補含む）は、慰謝料を月額10万円と定めた。これを避難慰謝料の賠償と評価することは不可能ではない。しかし、この月額10万円の賠償には、以下のように、種々の問題点がある。

まず、中間指針自身が「本件原子力事故による原子力損害の当面の全体像を示すもの」、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないといふことのないように留意されることが必要」と述べるとおり（中間指針2頁）、あくまで暫定的な指針に過ぎない。なおここには「明記されない

個別の損害」と記載されているが、このことは、損害項目として記載されていてもその評価額が不十分な場合における「超過損害額」についても同様である。したがって、中間指針は、本訴訟において、損害の捉え方を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではない。

また、策定過程について、「被災住民の声も本件原発事故の関係市町村の首長の声も十分に聞くことなく、一方的に中間指針等を策定している（本件原発事故の被災地である全市町村の首長の意見を聴取したのは、中間指針公表後である原発事故発生から10カ月を経過した第21回審査会（2012年1月27日）においてである。」など、被害実態を踏まえたものでないことが指摘されている。

指針の性質についても、「注意すべきは、和解は当事者の合意であり、強制力を持った裁判と違い、当事者の一方である東電の意向を無視できないことである。そのため、原賠審としては、一方当事者である東電が納得（納得せざるを得ない）ものを志向することになってしまっている面がある。」ことや、委員の中立性についても問題点が指摘されている。

そして、交通事故損害賠償（自賠責保険）が参照されたことについて、「一方において低い慰謝料額であるゆえに逡減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において1日単価を高くしたゆえに逡減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない。」など矛盾点が指摘されている。

さらに、避難者訴訟第1陣において、除本証人が意見書および尋問において指摘しているように、中間指針が想定している精神的損害は、日常生活阻害および見通し不安に関する損害であって、被ばくによる健康不安に関する損害、故郷喪失に関する損害、不法行為について損害額の一要素として考慮される被告の悪質性などの要素は含まれていない。

このように、論理的視点、分析的視点に照らせば、中間指針が定める月額10万円は、避難慰謝料としても不十分な賠償であることは明らかである。

2 月額50万円の慰謝料を請求する

原告らは、避難慰謝料として、2011年3月以降、避難が継続している限り、月額50万円の賠償を被告が原告らに対して行うべきことを主張する。

この金額に関しては、以下を根拠とする。

(1) 月額50万円の根拠（ストレス強度）

本件原発事故と自死との間の因果関係を認めた福島地裁平成26年8月26日判決は、避難生活中のストレスについて、「ストレスー脆弱性」理論のストレス強度を援用しながら、以下のように評価した。

- a 避難前の生活をし得なくなったことによるストレス…「多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった」（ストレス強度ⅢⅢⅢ）及び「家族が増えた又は減った(子供が独立して家を離れた)」(ストレス強度Ⅲ)
- b 仕事を失ったことによるストレス…「退職を強要された」（ストレス強度ⅢⅢⅢ）
- c 帰還の見通しが持てないことによるストレス…「天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた」（ストレス強度ⅢⅢⅢ）
- d 住宅ローンの支払が残っていることによるストレス…「借金返済の遅れ、困難があった」（ストレス強度ⅢⅢ）
- e 避難先の住環境の違いによるストレス…「騒音等、家の周囲の環境（人間環境を含む）が悪化した」又は「引越した」（いずれもストレス強度ⅢⅢ）

これらのうち、aは前記⑥家族の離散、bは⑤仕事や生きがいの喪失、cは③先の見えない不安、eは①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）②見知らぬ土地での不安⑦被害者同士等の軋轢、にそれぞれ該当する。仮に労災実務であれば、このようにストレス強度ⅢⅢⅢおよびストレス強度ⅢⅢが複数存在すれば、精神発症との因果関係は優に認められるはずである。言い換えれば、避難生活における精神的ストレス（心理的負荷）は

、精神疾患を発症すれば因果関係が優に認められるほど非常に強度なストレスなのである。

(2) 月額50万円の根拠（入院慰謝料との比較）

原告らは、避難慰謝料月額50万円の根拠として、いわゆる赤い本別表Ⅰの重症入院慰謝料（月額52万円）あるいは同別表ⅠⅠの軽傷入院慰謝料（35万円）の1.5倍として対比して算定する。

この対比算定は、以下の通り、入院生活におけるストレスと避難生活におけるストレスとの異同を考察することで、合理的な対比算定であることが裏付けられる。

ア 入院生活のストレス要因研究その1

大学病院の入院患者（97名）に対する調査によると、「気になるストレス」では、「温度」が最も多く、次いで「体調」「同室者のいびき」「湿度」「物音」「部屋の狭さ」などであった。また、「（自分が他人にストレスを与えているのではないかと）気にするストレス」では、「自分の風邪」「自分の排泄行為」「ベッドサイドの灯り」「テレビの光」「面会者との様子」「咳や体動」などであった（甲A552・68頁）。

これらのうち、「部屋の狭さ」「温度」「湿度」「同室者のいびき」「物音」は、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）と類似のストレス要因といえる。

また、「自分の排泄行為」「ベッドサイドの灯り」「テレビの光」「面会者との様子」「咳や体動」も、病室同居者へ気を遣うストレスであるから、避難先で親族や住民に対して気を遣う点で類似しており、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さあるいは⑦被害者同士等の軋轢と類似のストレス要因といえる。

そして、「体調」は、⑧避難生活中的身体状態の悪化あるいは⑨避難生活中的精神状態の悪化と類似のストレス要因といえるし、「いつになったら退院できるのか先行きが不安」という観点からは、③先の見えない不安と類似のストレス要因といえる。

一方、避難生活においてあげられる②見知らぬ土地での不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑥家族の離散は、入院生活では見られない（避難生活に特有の）ストレス要因といえる。

イ 入院生活のストレス要因研究その2

大学病院の入院患者（328名）に対する調査によると、「入院で家族や知人に迷惑をかける」が最もストレスの程度が高く、次いで「重い病気かも知れないと思うこと」「手術・検査のことを考えると不安」「食事が冷めてまずい」「離れている家族のことを考えると不安」「病棟のトイレには困っている」などの項目が高値を示した（甲A553・24頁）

これらのうち、「重い病気かも知れないと思うこと」「手術・検査のことを考えると不安」は、⑧避難生活中の身体状態の悪化あるいは⑨避難生活中の精神状態の悪化に類似のストレス要因といえるし、「いつになったら退院できるのか先行きが不安」という観点からは、③先の見えない不安と類似のストレス要因といえる。

また、「病棟のトイレには困っている」は、①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）に類似のストレス要因といえ、「食事が冷めてまずい」も自ら自由に食事を用意できないという住環境制限という点では、同じく①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）に類似のストレス要因といえる。

そして、「離れている家族のことを考えると不安」は、⑥家族の離散に類似のストレス要因といえる。

一方、避難生活においてあげられる②見知らぬ土地での不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失、⑦被害者同士等の軋轢は、入院生活では見られない（避難生活に特有の）ストレス要因といえる。

なお、「入院で家族や知人に迷惑をかける」は、避難生活では見られない（入院生活特有の）ストレス要因といえる。

ウ 入院生活のストレスは減衰しないこと

前記の両調査ともに、入院期間が長くなっても、患者のストレスは減衰しない（むしろ高くなる）ことが示されている。すなわち、「一般に、入院期間が長い患者は環境に慣れ、ストレスが低くなると思われがちであるが、本結果では、入院期間が1ヶ月以上2ヶ月未満の者の方が、同室者の体調や物音・会話に敏感になっている様子が伺われた。」、「在院日数別では、在院日数が長くなるほどストレス程度が強く、とくに【家族への関心】【経済状況の不安】因子で有意に高い傾向がみられた。」とされている。

エ 避難生活ストレスも減衰しないこと

第1・1（6）で述べたとおり、避難者に対するアンケート調査の結果、避難生活に伴うストレスは、経時的にみても大きな変化は見られない。

このことは、原告らによって語られた被害実態とも整合している。すなわち、人間関係の軋轢（破壊）、被ばくへの不安、生きがいの喪失感など、は、避難生活から数年経っても、全く回復していない（むしろ悪化しているとも言える。）

特に、精神状態の悪化については、避難生活が長期化することで精神状態が悪化することは、過去の災害研究、本件原発事故に関する研究で明らかにされており、これは、原告らが陳述書や尋問を通じて語る事実と整合している。

オ 小括

以上のように、入院生活におけるストレス要因は、避難生活に類似するストレス要因（①避難先住居での生活の限界（物理的な不便さ）、③先の見えない不安、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中の身体状態の悪化、⑨避難生活中の精神状態の悪化）であり、これら精神的苦痛の総体は、交通事故損害賠償実務（いわゆる赤い本）においては、経験則上、月額52万円（重症患者）あるいは月額35万円（軽

傷患者)と評価されている。

言い換えれば、②見知らぬ土地での不安、④被ばくによる不安や差別、⑤仕事や生きがいの喪失といったストレス要因が存在しなくても、経験則上、①避難先住居での生活の限界(物理的な不便さ)、③先の見えない不安、⑥家族の離散、⑦被害者同士等の軋轢、⑧避難生活中的の身体状態の悪化、⑨避難生活中的の精神状態の悪化といったストレス要因さえ存在すれば、その損害は、月額35万円ないし月額52万円と評価され得るのである(そして、経時的に減額する必要もない)。

したがって、原告らが入院慰謝料を対比参照して月額50万円の避難慰謝料を主張していることは、何ら不合理なことではない。

第5 避難慰謝料の終期

1 はじめに

被告は、旧避難指示解除準備区域および旧居住制限区域(大熊町・双葉町を除く)について、避難指示解除後も、(本訴訟の口頭弁論終結後である)2018(平成30)年3月まで、月額10万円の慰謝料を支払う旨表明している。これは、被告による債務の承認であるから、避難指示が解除された上記区域の原告らについて、全期間の避難慰謝料が認められなければならない。

また、「債務の承認」とは別の観点からも、やはり全期間の避難慰謝料が認められるべきである。すなわち、①避難先で住宅を購入した場合であっても、社会通念上地域生活が現実となるための相当期間が経過していないし、②避難前住居へ帰還した場合であっても、社会通念上地域生活が現実となるための相当期間が経過していないし、③現在も仮設住宅や借上住宅等に居住している場合であっても、帰還を躊躇うあるいは帰還をしないと決意することは、合理的な判断である。

なお、中間指針第4次追補は、避難指示解除後の賠償対象期間について、相当期間として1年間としているが、同追補も述べるように、これは「当面の目安」に過ぎず、「個別の事情も踏まえ柔軟に判断する」とされていることから、決して1年間に限定されるものではない。

2 避難先で住宅を購入した場合

(1) 考慮要素

この点、避難先で住宅を購入した原告にも、直ちに避難終期が到来するものではない。住宅を購入してそこに住み始めたとしても、避難前の生活・精神状態と同視すべき安定状態に至るためには、相当な期間が必要である。

そのいずれについても、①避難を継続する必要がなくなり、かつ、②新天地ないし帰還後の地域において社会通念上地域生活が現実的に可能となるための相当期間（定住先に社会的精神的に溶け込むための相当期間）が経過していない場合には、避難は終了していない。

そして、避難生活が長期化する中で、住宅を購入して移り住んだ者の中には、高齢や心身状態の悪化などにより、長引く避難生活に耐えきれなくなり、やむを得ず、落ち着き先を見つけるまでの中古住宅をとりあえず購入したという例もあり、このような者にとっては、住宅購入は避難場所の変更に過ぎないといえる。このような場合は、避難の必要性が解消されておらず、相当期間も経過していないと考えられる。

このような事例を含めて、避難先で住宅を購入する事例においては、次のような場合が存在する。

(2) ①避難継続の必要性

まず、帰還する希望を維持している原告については、「避難継続の必要性」について、原告らは、避難前住居（故郷）への帰還を断念したのではないから、避難の必要性が継続している。避難先で取得する住居は、少しでも良好な住環境で生活するための、あくまで「仮の住まい」、「避難場所の変更」に過ぎない。

(3) ②相当期間の非経過

次に、帰還する場合はもとより、帰還しないことを予定して避難先で住宅を購入して居住した場合においても、到底避難生活を終了しうる相当期

間が経過したとは言えないという、容易ならざる事態が生じている。

その典型的な事態が、避難先での軋轢を避けるための、息をひそめるような生活である。

原告らは、自宅購入先において、周囲の住民に対して出身地（避難者であること）を言えず、人目を避けるような生活を強いられている（その理由は、前記の避難慰謝料の考慮要素「⑦被害者同士等の軋轢」の項目を参照）。

避難先に新たな住宅を取得して居住しても、家族の離散や被害者同士の軋轢という精神的苦痛はなくなっていない。また、被ばくによる差別や不安、あるいは見しらぬ土地での生活上の不安はなくなる。避難生活による先行きの展望のなさ、仕事の喪失、情報不足による不安、あるいは借り物の生活・仮の住居による不安等はいずれも解消されていない。そうである以上、避難生活による著しい生活障害は解消していないから、「相当期間」は経過していないのである。

3 現在も仮設住宅等に居住している場合

（１）はじめに

現在も仮設住宅等に居住している場合は、①（適正な賠償の実現を含めて）避難を継続する必要がなくなり、かつ、②新天地ないし帰還後の地域において社会通念上地域生活が現実にも可能となるための熟慮期間及び相当期間の経過後、避難の終期が到来するというべきである。

避難指示が解除されていない区域の原告は、①避難継続の必要性が存在することは明白である。また、避難指示が解除されていない段階で、②熟慮期間は経過しているとして移住を強制すること（避難に関する賠償を打ち切ること）は明らかに不当である（後記（３）のとおり、避難者の置かれた実態からみても、熟慮期間が経過したと評価することはできない）。

一方、解除された区域の原告であっても、現在も仮設住宅等に居住している限り、当該原告にとって、以下（２）（３）のとおり、①避難継続の必要もあるし、②社会通念上地域生活が現実にも可能となるための熟慮期間及び相当期間も経過していない。

（２）避難継続の必要性

避難継続の必要性は、言い換えれば、帰還しない選択の合理性（帰還拒否の合理性）といえる。

ア 合理性を支える権利

帰還拒否の合理性を支える原告らの有する権利としては、「身体権に直結した平穏生活権」の存在が考えられる。すなわち、避難指示の解除後も低線量被ばくの人体への影響が未解明であり科学的に不確実であることから、これによる確率的な影響を重視して避難を継続する判断については、「身体権に直結した平穏生活権」と呼ばれる権利法益が、帰還を拒む意思決定の法的根拠となる。

また、放射線被ばくについては、有害な影響の程度が科学的に解明されておらず、不確実なものであるときでも、その及ぼす影響が身体・生命という代替性のない重大な権利利益であり、これに対する取り返しがつかない（不可逆的な）影響を与えるリスクがあるから、予防的な判断による警戒的な回避行動が認められるべき（予防原則が認められるべき）である。

さらに、科学的に不確実な被害発生リスクがあるときに、生命・健康というかけがえのない重大な権利・利益を守るためにとる予防的な行動の選択は、人間の尊厳（憲法１３条）に基づく自己決定の行使として、保障される必要がある。

イ 帰還しない理由

避難者が帰還しない理由として主に上げている①除染効果に対する疑問、②放射線被ばくに対する不安、③原発事故未収束について、そのような理由をあげることは一般人通常人を基準とすると合理的である。

（ア）除染効果に対する限界

国や自治体が進めている除染については、その目標値の定め方、技術的限界、除染廃棄物の処理など、様々な問題点や限界点があるため、一般人・通常人が、除染に疑問を感じて、帰還を拒否することは、合理的な思考（合理的な選択）なのである。

(イ) 放射線被ばくに対する不安

心理学やリスク認知の知見に照らせば、原告らが、放射線被ばくに対して不安を抱いて帰還しない選択をすることは、一般人・通常人を基準として、合理的な思考（合理的な選択）である。

まず、放射線被ばくには「恐ろしさ因子」「未知性因子」の双方が当てはまること、そのため恐怖や不安をより強く感じることは、子孫（遺伝）への不安、影響が不明、学者によって意見が異なるとの原告らの考えるところである。

リスクコミュニケーションでは「信頼」が重要とされているところ、本件原発事故に関しては、「信頼」が全く欠如しているため、たとえリスクに関する情報を伝えたとしても、住民らの不安が解消することは困難な状況にある。

(ウ) 原発事故未収束

核燃焼の取り出し、汚染水対策、廃炉作業に関するトラブル発生、原発運転者（被告）の当事者意識の欠如などの報道に接すれば、一般人・通常人は、原発や放射性物質は、被告東京電力が十分管理できておらず、いつまた重大な事故が起こるかと不安を持つのが通常である。したがって、現在避難している住民にとって、原発事故が再び起こると考え、原発に近い故郷への帰還を拒否することは、一般人・通常人の感覚を基準とすれば、極めて合理的な選択である。

(エ) 復旧の不十分さ

前記（ア）～（ウ）に加えて、帰還しない理由として、「町内の復旧状況に関わるもの」も多くの避難者があげている。具体的には、「地区に戻っても仕事がなさそうだから」（29.8%）、「地区での事業再開が難しいから」（14.2%）、「営農などができそうにないから」（15.0%）、「家が汚染・劣化し、住める状況ではないから」（53.6%）、「地区外への移動交通が不便だから」（30.6%）、「道路、鉄道等の交通インフラに不安があるから」（32.9%）、「医療環境に不安があるから」（61.0%）、「介護・福祉サービスに不安があるから」（35.4%）、「教育環境に不安があるから」（23.2%）、「生活に

必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」（５７．４％）であった。

また、復興庁住民意向調査では、帰還しない理由として、「他の住民が戻りそうにないから」を３２．３％～２３．６％程度の住民があげている。これに関連して、原告らは、コミュニティーの構成員変化（高齢者ばかりで若い人が戻らないこと、元の住民ではない新たな住民（いわゆる原発作業員）が増えていること）、新たな原発関連施設（減容化施設）が新設されたことなど、生活環境が大きく変わってしまったことを、帰還しない理由として指摘する。

さらに、避難指示中に増殖したイノシシなどの野生動物が自宅周辺に出現すること、原告らが帰還を躊躇う理由となっている。

避難指示が解除された町村でも、復旧状況は不十分である。したがって、復旧状況が不十分であることを理由として帰還しないことは、合理的な選択である。

（３）熟慮期間および相当期間

仮設住宅や借上住宅に避難している原告らは、漫然と生活しているのではない。確かに、一生涯、仮設住宅等で生活するというのは非現実的であって、いつかは安定した住宅に居住するようになり、避難生活が終了したと評価される日がおとずれるはずである。

しかし、現時点においては、生活を再建するに足りるだけの適正な賠償金の支払いを受けていなかったり、本件事故後における福島県都市部の住宅需要の高まりから自宅を購入できなかったり、宅地を購入できても建築需要の高まりにより工務店不足で家屋の建築に着手すらできないこともある。

また、家族の事情や健康状態などの理由により、現在の住居から離れることができないこともある。

このように、原告らは、責めを負うべきでない様々な事情によって、仮設住宅や借上住宅に居住せざるを得ないのであるから、熟慮期間および相当期間は経過していない（避難終期は到来していない）。

4 避難前住居へ帰還した場合

(1) 判断要素

避難前住居に帰還した場合は、避難の終期は、①放射能汚染レベルに関する適切な状況確認に基づく判断によって避難指示が解除されて（避難の必要性の解消）、かつ、②帰還後の地域において現実生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興するに必要な相当期間（以下、「相当期間」という。）が経過していない場合には、避難は終了していない。

なお、避難前と同じ住居に住むのであれば、物理的な意味では「避難」ではないが、日常生活障害やそれに伴う精神的苦痛は、避難先と同様に発生している。そのため、避難前住居へ帰還した場合であっても、本章では、「避難生活」との呼称を用いる。

(2) 避難の必要性の解消（前記①）

まず、避難の必要性の解消については、ICRPは閾値無し（LNT）モデルを採用していること、細胞レベルでも疫学レベルでも低線量被ばくによるリスクは否定されていないことから、そもそも避難指示を解除すること自体、問題があると言わざるを得ない。また、避難指示解除の前提となる除染についても、国や自治体が進めている除染については、その目標値の定め方、技術的限界、除染廃棄物の処理など、様々な問題点や限界点があるし、前記のとおり、いわゆるホットスポットも散在している。

(3) 相当期間について（前記②）

避難指示が解除された町村の状況は、避難前と同等に平穏に生活するには程遠い状態である。

この点については、既に富岡町について、準備書面で指摘しているが、それが代表的な事例といえる。

(4) 小括

避難指示解除から5年以上経過している広野町や、2年以上経過している楢葉町ですら、帰還した場合には生活上様々な支障が生じており、また

、富岡町の復興状況については既に主張したとおりであって、避難指示が解除されて帰還した場合であっても、現実生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興するに必要な相当期間は、経過していない（避難終期は到来していない）。

5 まとめ

以上のように、被告による債務の承認や、原告らの現状（避難必要性の存在、相当期間や熟慮期間の未経過など）に照らせば、避難指示解除の有無や、避難先での住宅購入の有無にかかわらず、本訴訟におけるすべての原告について、（口頭弁論終結時までに）避難終期は到来していないのである。

第6 避難慰謝料の請求

したがって、原告らは、被告に対し、2011年3月以降今日に至るまでの、月額50万円の避難慰謝料を請求できる立場にある。

このうち、原告は、本件訴訟においては、そのうちの一部であるところの、総額1000万円について、被告に対し請求することとする。

以 上